

# 仕 様 書

## 第1 総則

### 1 品名

軽救急自動車

### 2 数量

1台

3 本車は、救急自動車として振動、衝撃に対して十分緩衝し得る装置を備え、救急業務が迅速に行えるような、機動性・耐久性を有し、各部の操作・点検整備が容易な構造であること。

4 本車は、次に掲げる法令等に適合したものであること。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (3) 救急業務実施基準（昭和39年自治省消防庁甲教発第6号通知）

### 5 艤装上の注意

- (1) 各装置及びパーツの取り付け品等は、原則としてボルト締め付けとし、ネジロック剤を使用して確実に締め付けること。
- (2) 車両全般にわたって防水措置を十分に行うとともに、部品等は耐食性に優れたものを使用し、発錆の可能性のあるものについては、防錆措置を施すこと。
- (3) 清掃、点検、調整及び修理が容易に行える構造とすること。
- (4) 車両は、前後左右の荷重バランスを十分考慮するとともに、全体的に重量軽減を図ること。
- (5) 使用取扱い上の安全性、操作性を十分に考慮したものであること。
- (6) 十分な強度及び安定性を有し、耐久性、耐食性に優れたものであること。
- (7) 車両は、常時登録された車両総重量の状態において、長期にわたって十分耐え得るものであること。
- (8) 車両に使用する絵表示以外の表示は、日本語又は英語で表示すること。なお、詳細については、別途指示する。
- (9) 車両に使用する単位等の表示は、全てS I単位で表示すること。
- (10) 車両は水洗い整備ができるとともに、残水等の生じない構造とすること。
- (11) 車両全般にわたって、踏みつける恐れのある箇所にケーブル等を配線する際は、踏みつけても断線することが無いように必要な措置を施すこと。

### 6 艤装上の問題処理等

- (1) 仕様内容に疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議すること。
- (2) 仕様内容の解釈について相違がある場合は、本市の解釈に従うものとする。
- (3) 仕様の変更が必要な場合は、本市の承認を得ること。
- (4) 本車の艤装にあたり、工業所有権その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者においてこれらの問題を解決し、その旨を本市に報告すること。
- (5) 艤装にあたり、取り付け品及び積載品等について、本仕様書において商標、商号、特許、デザイン若しくは形式又は産地、生産者若しくは供給者を特定しているものにおいて、こ

れと異なる同等の性能を有する品を納入する場合は、入札前に性能資料を提出し本市の承認を得ること。

- 7 本車両は、道路運送車両法第3条に定める自動車の種別が「軽自動車」として、また、同法施行規第35条の3第9号の「車体の形状」が「救急車」として新規登録できるものであること。

## 第2 提出書類

### 1 製作工程表

受注者は、契約後速やかに本市と細部について協議を行い、協議の結果に基づき、速やかに次の書類を提出すること。

- (1) 製作工程表
- (2) 協議録

### 2 承認図面

受注者は、車両艤装の着手予定日の1か月前までに、次の書類をA4版で製本のうえ2部提出し、承認を得た後に艤装を実施すること。(承認後、1部を返却する。)

#### (1) 承認図

種別は次のとおりとし、目次を付け製本のうえ提出する。

ア 製作図

イ その他本市が指示する書類

#### (2) 諸元明細表

ア シャシ関連諸元(エンジン型式、形状、出力、排気量、輪距、軸距等主要寸法、蓄電池、オルタネータ規格、タイヤサイズ、最小回転半径等)

イ 主要艤装諸元・規格

ウ その他本市が指示する書類

### 3 納車申出書

登録1か月前までに、次の事項を記載した納車申出書を提出すること。

- (1) 車検証情報(型式、車台番号、車両重量、車両総重量、車体の形状、自動車の種類、用途)
- (2) 納車日
- (3) 登録日

### 4 関係図書

車両納入時に、次の関係図書を本市に提出すること。

区分	関係図書	部数
1	車両取扱説明書	2部
2	積載品取扱説明書	
3	パーツリスト	1部

### 5 写真

車両納入時に、カメラで撮影した次の写真を電子媒体(CD-R)で提出すること。

また、当該写真をA4用紙1枚につき4枚を貼付け、印刷機で刷り出したもの1部を提出

すること。

- (1) 車両正面及び後面
  - (2) 車両左右側面
  - (3) 車両取り付け品及び付属品等
  - (4) 艤装工程写真
    - ア 艤装工程
    - イ 試験実施工程
- 6 その他本市が指示したもの。

### 第3 検査及び試験

#### 1 検査

本仕様書、承認図書及び協議事項に基づいて行うものとする。ただし、一部検査については、社内検査成績表等により省略するものとする。

#### 2 中間検査

本市が必要と認める場合に実施するものとし、時期等は製作工程を考慮し行うものとする。

#### 3 納入検査

広島県公安委員会へ緊急車両届出確認書を提出し承認を受け、中国運輸局広島運輸支局の新規検査・新規登録を完了後、本市の納入検査を受けるものとする。

なお、納入検査は、本市が指定する日時及び場所で行うものとし、検査の結果、不備事項又は不合格品があった場合は、本市の指示する日までに改修又は取り替えを行い、再度検査を受けるものとする。

納入検査は次の事項を実施するものとする。

- (1) 艤装完成検査
  - (2) 走行検査
  - (3) 取り付け品等の検査
- #### 4 納車講習

受注者は納入検査終了後、本市職員に対し無償で、次の内容の納車講習を本市が指定する日時及び場所で行うものとする。

- (1) 取扱説明書、点検整備書等による各装置の構造、使用方法、使用上の注意事項、点検整備方法等の説明（各種積載品を含む。）
- (2) その他本市が指示したもの

### 第4 登録、保証及び納入

- 1 保証期間は、完成車の納入日から1年間とし、保証書を提出すること。

ただし、部品や付属品等で1年間以上の保証期間となっているものについてはその期間とする。

また、保証期間以後に設計不良、工作不良に起因する不具合が生じた場合は、部品の取り替え若しくは修理を行うこと。

- 2 新規登録等に要する費用（自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、自動車検査手数料

(印紙及び証紙)、ナンバープレート代及び自動車リサイクル料金)は受注者で一時負担し、本市に請求すること。

3 シヤシへの取り付け部品及び納入する付属品は、最新式のものとする。

4 納入期限

令和9年2月26日(金)

5 納入場所

広島市中区大手町五丁目20番12号

広島市消防局施設課

## 第5 仕様

仕様は次に定めるもののほか、各メーカーの標準仕様によること。

1 車両型式

5BD-DG17V (マツダ スクラムバン BUSTER 4WD)

5BD-DR17V (ニッサン クリッパー 4WD)

3BA-DA17W (スズキ エブリイワゴン 4WD ハイルーフ)

2 車両の形状及び構造

(1) 車両は、4輪駆動とする。

(2) 形状は、軽自動車ワンボックスライトバンとする。

(3) 乗車定員は、4名とすること。

(4) 車両は、堅ろうかつ耐久性が十分あること。

(5) 使用取り扱い上の安全性及び操作性を十分考慮した構造であること。

(6) 各取り付け品については確実に取り付け、走行中の振動による異音が発生しないようにするとともに、必要に応じて防水処理を施すこと。

(7) 車両の外表面及び内表面には、危険を生じ又は収容物に損傷を与えるおそれのある鋭利な突起物がないこと。

(8) 乗車人員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な握り棒、手すりが設けてあること。

(9) 車体は全有蓋密閉型とし、出入りできるよう運転席ドア、助手席ドア、左サイドドア及びリアドア(跳上げ式)を設けること。

(10) 運転席は右側で、シフトはオートマチックとすること。

(11) 車体後部は、ストレッチャーによる搬入が容易に行える構造とすること。

(12) 助手席側にサイドアンダーミラーを設けること。

(13) 後席の側面ドア(以下「側面ドア」という。)は両側スライドドアとすること。

(14) 後部ドアは跳ね上げ式一枚ドアとすること。また、後部ドアの上部にハイマウントストップランプを設けること。

(15) 側面ドアは通常の使用状態において開放時に自動的に固定するものであること。

(16) 側面ドア及び後部ドアは、乗り降り及び各種資機材等の出し入れに支障のない幅及び高さを有すること。

(17) 後席は、運転席後方に位置し、右側面ドアから乗り降りできるものであること。

(18) 緩衝装置は、救急資機材及び傷病者情報伝送資機材を用いた業務の遂行に支障のないものであること。

### 3 車体外部の艤装

(1) 車両上部に散光式赤色警光灯を1個、車両前部バンパーホール付近及び後部ドア外面の適所に補助警光灯各2個をそれぞれ車両前方又は後方から十分な被視認性を有する位置に取り付け、電子サイレンアンプと連動させること。

(2) 車両屋根上の散光式赤色警光灯に、スピーカーを内蔵させること。

(3) バッテリー充電装置用の外部100V電源取り入れ用ソケット（スタータカット機能）を車両後部に取り付け、雨水などに対する防水措置を施すこと。（接続コード長さ10m）なお、ソケットの構造については、契約後指示する。（充電器は、作動確認灯が見えやすいように改造すること。状況によっては鏡等を使用。）

(4) 路肩灯を後車輪前部付近に設けること。

(5) バッテリーは、取り出し及び点検が容易な構造とすること。

(6) バッテリー及びオルタネータは、シャシーメーカー公表の寒冷地仕様以上の大きさ及び能力を有し、電装品、資器材に必要な電気容量を十分確保できるものであること。

(7) 油種を記入した銘板を、燃料給油口付近に貼付けること。取り付け位置の詳細は、契約後に指示する。

(8) タイヤは、ラジアルタイヤとすること。

(9) 全車輪に、泥除けを取り付けること。

(10) 車両の屋根上にルーフキャリアを設け、スクープストレッチャーを必要に応じて車両横または後方から容易に積載できるようにするほか、他に車内に収納できない資機材を積載できるようにすること。

(11) 屋根の取り付け品の取り付け方法等は、次のとおりとする。

ア 取り付け品は、緩衝ゴムを使用（支障の無いものを除く。）し、屋根裏には補強板を当て確実に取り付けること。

イ 赤色警光灯は、屋根中心線の前部及び後部左右に取り付けること。なお、貫通部分は漏水防止を十分に施すこと。

ウ 電子サイレン用スピーカーは、吹鳴に支障ない箇所に前向きで取り付けること。

(12) 全ての乗降口・乗降用ステップには、保護パネル・ステップすべり止めテープを設けること。

(13) フロント赤色点滅灯をバンパー上部に取り付けること。

(14) フロント及びリアの大型散光式警光灯は、緊急走行中にウー音スイッチや合成音声スイッチ、またパーキングブレーキと連動するなど活動状況に応じて発光パターンを自動的に変化させること。

(15) 後部ドア開放時に後方からの被視認性を向上させるため、後部ドア下端の適所に赤色点滅表示灯を設け、赤色警光灯と連動し、後部ドアを開放した時に点滅するように配線すること。

(16) ウィンカースイッチ及びバックギアと連動する音声合成式の左（右）折警報器及び後退警報器を設けること。

- (17) 周囲の障害物を検知することができるコーナーセンサー（純正品）を取り付けること。  
なお、当該センサーを任意でON・OFFできるスイッチを設けること。

#### 4 運転席内部の艤装

- (1) 盗難防止装置を設けること。細部については本市係員の指示による。
- (2) 運転席及び助手席乗員が操作しやすい位置に電子サイレンアンプ（マイク付）を取り付けること。なお、電源は車両キーがACCまたはONの位置で電源が入るように配線すること。
- (3) シガレットコンセントを1個設けること。
- (4) 助手席上方の適所にフレキシブル式のマップランプ（LED）を設けること。
- (5) 各配線は、十分容量のあるものを使用し、点検整備が容易に行えるようにすること。
- (6) 配線は確実に固定し、車体各部に露出する配線は、防水及び被覆保護を施すこと。
- (7) 各電装品の配線には、必ずヒューズを通すほか、必要に応じてリレーを設けること。
- (8) 本車両の車内のうち、他の資機材等の取扱いに支障がなく維持管理がし易い位置（充電器本体の充電ランプが容易に確認できる位置であること。）にずぼら充電器を設け、外部から100V電源を入力すると患者室に配線された100V充電用ソケット2個に電源供給できるように設けること。なお、ボデー下部（運転席ドア付近）にずぼら充電器から配線されたマグネット式電源ソケットを設けること。
- (9) 赤色警光灯スイッチは、運転者席と助手席の間の前方に取り付け、名称札を貼付すること。
- (10) 地図入れを設けること。取り付け位置及び大きさについては契約後に指示する。
- (11) 冷暖房機能を有すること。
- (12) 電子サイレンアンプは、操作し易い構造とすること。なお、細部については、契約後に指示する。
- (13) 電子サイレンは、音声合成メッセージ機能付のものとし、そのメッセージは、女性音として、次の4音とする。
- ア ウインカー連動（消音切替スイッチ付き）
- （ア）「右へ曲がります。ご注意ください。」
- （イ）「左へ曲がります。ご注意ください。」
- イ 押しボタンスイッチ操作
- （ア）「交差点に進入します。注意してください。」
- （イ）「救急車が通ります。進路を譲ってください。」
- (14) ドライブレコーダー装置のCCDカメラは、ルームミラー等に取り付け、専用コードを外部に露出しないように本体取り付け位置まで配線すること。また、電源は、イグニッションキーと直結した方法（シガーライターを除く。）で配線することとし、取り替え可能な位置に適当なヒューズを設けること。なお、取り付け位置については、契約後に指示する。
- (15) ナビゲーションシステムを使用したバックガイドモニター及びカメラを取り付けること。ナビゲーションシステムは、テレビ放送の受信機能がないものとする。

#### 5 患者室（前席の後方部分の空間を指す。以下この項において同じ。）の艤装

- (1) 助手席後方に、メインストレッチャーを確実に固定し、かつ容易に解除できる構造の固

- 定装置を設けること。
- (2) 後部ドア開放部よりメインストレッチャーによる搬入、搬出が容易に行われる構造とすること。
  - (3) メインストレッチャーの収納時に車体と接触する可能性のある部分を堅牢な保護板等で補強すること。
  - (4) メインストレッチャーの搬入、搬出時または収納時において、メインストレッチャーのリクライニング機能に支障となる突起物等は排除しておくこと。
  - (5) 患者室の助手席側後部位置に、患者監視装置（支給品）を脱着可能な取り付け金具により堅牢に設けること。
  - (6) 患者室天井にはLED灯（2灯）を設け、傷病者の症状及び救急隊員の業務の遂行に支障のない照度を確保すること。
  - (7) 患者室天井で取扱の容易な位置に点滴用フックを取り付けること。
  - (8) 側面ドア及びリヤクォーターガラス、後部ドアの窓ガラスは、曇りガラス又は同等な目隠し処理をすること。
  - (9) 患者室の床（位置は別途指示）は滑りにくく、かつ、十分な防水性能を有するものとし、床面からの患者室両側面立ち上げ部分には目地詰め加工を施すこと。
  - (10) 全座席に難燃性ビニルシートを張り付けること。
  - (11) 後席の後部でメインストレッチャーの搬入又は搬出に支障のない位置に、リュック式の鞆（救急資機材等を入れて隊員が携行するもの。以下「救急鞆」という。）収納するスペースを設けること。なお、走行中に救急鞆が落下又は動揺しないような構造とすること。
  - (12) 患者室内にアナログ式電池式時計を設けること。取り付け位置については、契約後に指示する。
  - (13) 助手席後方に作製したメインストレッチャー固定装置の下側のスペース（通常であれば左後部座席の足元空間となるスペース）を利用し、車輪止め等の資機材を収納できるようにすること。
  - (14) 自動車用消火器の固定装置（他の資機材等により自動車用消火器が損傷することのないよう保護するとともに、容易に自動車用消火器が脱着できる構造とすること。）を設けること。
  - (15) 積み重ねた資機材収納箱または他の積載資機材等によりボデー側面のガラスが容易に損傷しないよう、左右リヤクォーターガラス内面側に金属製補強バーを取り付けること。
  - (16) 患者室運転席側後部に引き出し式の収容ボックスを設けること。なお、収容ボックスにあっては、取り外し可能とし、引き出しは3個以上とする。
  - (17) 救急資器材及び傷病者情報伝送資器材に必要な電源は、それぞれに必要な電気容量を確保する。
  - (18) 十分な冷暖房機能を有すること。
  - (19) 救急付属品及び支給する救急資器材を、外部に持ち出せる積載構造とすること。
  - (20) 全ての座席にシートベルトを設けること。
  - (21) 隊員等の転倒時の危害防止を図るため、別途係員の指示する場所に緩衝材等を取り付けること。

(22) 資機材の機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できる構造であること。

## 6 AVM 一体型ナビゲーション装置の艤装

- (1) 配線は、バッテリーと直接接続された電源ケーブル（バッテリー近くの交換が容易な場所に防水ヒューズホルダーにて 10 アンペアヒューズを設ける事）を前座席中央部に 1m 余長を取り配線し、「AVM 電源」と表示したシールを取り付けること。（バッテリー端子等の腐食の影響が無い様に接続する事）

AVM 用電源については、他の設備と共用せずバッテリーへ直接接続すること。配線ルート等を考慮し、必要により耐熱電線とすること。

- (2) アクセサリー電源ケーブル及びイグニッション電源ケーブルを（分岐近くの交換が容易な場所に 10A のヒューズを設けること）前座席中央部に 1m 余長を取り配線し、「AVM ACC」「AVM IGN」とそれぞれ表示したシールを取り付けること。
- (3) バック信号ケーブル及び車速センサー用信号ケーブル（車速パルス）を、前座席中央部に 1m 余長を取り配線し、「AVM B」「AVM SPD」とそれぞれ表示したシールを取り付けること。
- (4) AVM 操作パネルを固定するための台座を当市職員が指示する場所に強固に取り付けること。台座の寸法等は、別途指示する。

## 7 無線装置の艤装

- (1) 無線用電源ケーブル（プラス[赤]、マイナス[青又は黒]）をバッテリー（12V）から無線機本体取付部に引込むこと。（詳細は別途指示）

電源ケーブルについては 2～5.5sq とし、バッテリー近くの交換が容易な場所に防水ヒューズホルダーにて 20A ヒューズを設け、無線機本体取付部に 2m 余長を取り配線し、「無線電源」と表示したシールを取り付けること。（バッテリー端子等の腐食の影響が無い様に接続すること）

配線ルート等を考慮し、踏みつける恐れがある場合は、断線しない被覆で巻く等の処置を施すこと。また、必要により耐熱電線とすること。

無線用電源は、他の装置と共用とせず、バッテリーへ直接接続すること。

- (2) 無線用アンテナ（ANT1（260MHz 帯）、ANT2（260MHz 帯）、ANT3（150MHz 帯）等を、下記の条件で取り付けできるように通線し、天井内張りに 3ヶ所アンテナ点検口を設けること。アンテナ設置条件については、下記の通りとする。

ア ANT1～ANT2 の間隔：1.2m 以上

イ ANT1 又は ANT2 と他の障害物（ANT3、赤色灯等）の離隔：30cm 以上同軸ケーブル（5D-2V）3本を使用し、無線機本体取付部（助手席後部）にそれぞれ 2m 余長を取り引き込むこと。（詳細は別途指示）

- (3) 室内無線モニター用スピーカーの取付位置については、別途指示する。

配線は 2 芯シールド線（MVVS0.5-2C 相当）を使用し、無線機本体取付部（助手席後部）まで 2m 余長を取り配線すること。ケーブル先端に「無線 SP」と表示したシールを取り付けること。

- (4) 消防無線装置として、次のア～エの機器を車内に設置するための有効なスペースを確保するとともに、固定可能な取付台を設けること。

ア 車載型移動局無線装置

- イ 260MHz 帯空中線共用器
- ウ 低電圧補償モジュール
- エ 無線機用ハンドセット及び掛け金具

#### 8 その他艤装時の共通事項

- (1) スイッチ類には名称及び「ON・OFF」又は「入・切」の銘板を付すること。なお、特に注意を要するスイッチ類には留意事項等記入したステッカーを貼付すること。(記入文字等については別途指示する。)
- (2) 運転席及び患者室とも、スイッチ類が迅速に操作できるよう、集中的に配置すること。

#### 9 別途支給品

別途支給品の取り付けについては、納入検査後、別途支給品の納入業者が行うが、設置等総合的な調整は、本市及び別途支給品の納入業者と協議のうえ本車両受注者が行うこと。

#### 10 装飾及び塗装等

- (1) 天井は内装部の電装品、各配線を点検できる構造とすること。
- (2) 外部塗色は白色とし、車両前面に赤色（ロックスカーレット）で、幅 7 cmの線を記入すること。
- (3) 車体の左右側面等に所属、隊名及び広島市消防章(金色)を記入、車体上部に対空標示用文字を記入、後部に「広島市消防局」を記入すること。なお、文字の大きさ等細部については、当市係員の指示による。
- (4) 再帰性に富んだ反射材を車両の前部以外に取り付けること。貼付位置等細部については、別途指示する。
- (5) 各ドア開放時、後方から視認できるよう反射テープを取り付けること。貼付位置等細部については、別途指示する。
- (6) その他
  - ア 艤装に使用する、材料・製品については、最新のものを使用すること。
  - イ オールシーズンタイヤを装着して納入することとし、標準附属品のノーマルタイヤは、車両本体と併せて納入すること。

11 取り付け品等

次に掲げる物品等を取り付けること。

(1) 車体外部取り付け品

番号	品名	数量	備考
1	前照灯	1 式	H I D若しくは同等以上とする。
2	赤色警光灯	1 式	前部、後部左右（活動状況に応じて発光パターンを自動的に変化させるもの）及びフロントバンパー左右側面
3	電子サイレン	1 式	【アンプ】 OPS-D151（ピーポー・ウーウー2音式、音声補助装置付、出力50W以上、運転席側音声・ウー音、ストップスイッチ付、マイク入力42dBV） 【スピーカー】 50W・16Ω×2個 フェライトマグネット製 【マイク】 ノイズキャンセリングマイク 【フレキシブルマイク】 運転席側
4	後退警報ブザー	1 式	バックライトと共にATレバー連動式、消音スイッチ付
5	けん引フック	1 個	前
6	消防章	1 個	大型（クロームメッキ）台座付
7	無線用アンテナ	1 式	別途支給
8	路肩灯	2 個	左右スイッチ付
9	フォグランプ	1 式	
10	外部電力用コンセント	1 式	
11	コーナーセンサー	1 式	純正品（O N・O F F切替式）
12	電動格納ミラー	1 式	
13	サイドフラッシャーランプ	1 式	
14	ポジションランプ	1 式	
15	フロント赤色点滅灯	1 式	L E D 大阪サイレン製 L F A-150 2 灯 若しくは バトライト製 LP3-M1-R 2 灯
16	助手席アウトサイドミラー	1 個	
17	サイドバイザー	1 式	

(2) 運転席内部取り付け品

番号	品名	数量	備考
1	盗難防止装置	1 式	取り付けは別途指示
2	室内無線モニター用スピーカー	1 式	O N・O F F切替式
3	メインスイッチ	1 式	
4	電流計	1 個	
5	電圧計	1 個	
6	ドア開放パイロットランプ	1 個	
7	集中ドアロック	1 式	全ドア（ワイヤレス機能付）
8	パワーウインドー	1 式	運転席・助手席
9	デジタル時計付ラジオ	1 個	AM（バックガイドモニター内臓）
10	ドライブレコーダー	1 式	W i t n e s s I V - S I I （電源コード、予備カード2枚、取り付け金具等付属品を含む。）
11	バックガイドモニター	1 式	純正品（モニター、カメラ、取り付け金具等を含む。）テレビ放送の受信機能がないもの
12	パノラミックビューモニター	1 式	テレビ放送の受信機能がないもの
13	電子インナーミラー	1 式	モニター吊り下げ式

(3) 患者室内部取り付け品

番号	品名	数量	備考
1	デジタル式電波時計	1 個	取り付けは別途指示
2	ペーパーホルダー	1 個	
3	汚物入れ	1 個	
4	ホワイトボード	1 個	A 3 サイズ、マグネット対応
5	固定ベルト	2 式	取り付けは別途指示

番号	品名	数量	備考
6	換気扇	1個	排気式（フィルター付）
7	患者室照明灯	1式	LED×4灯（照度調整機能付き）
8	患者灯	1個	天井埋め込み式（21W以上スポットランプ）
9	アシストグリップ	1式	
10	ストレッチャー積載架台	1式	プラットフォーム スラムラッチファスナー付 25i用(030538012)
11	バッテリー充電器	1式	外部電源コンセントから充電可能なもので過充電防止装置（電圧式とし、センサー式は不可。）付とする。【長さ10mの専用コード付】
12	患者監視装置用取り付け金具	1式	固定式
13	救命浮環	1式	P-160

## 12 積載品等

次に掲げる付属品を納入すること。

### (1) 救急付属品

番号	品名	数量	備考
1	酸素呼吸器用ポンベ架台	1式	マンガン・アルミ兼用の酸素ポンベ固定装置
2	担架	1式	メインストレッチャー【1台】 ファーノモデル25iストレッチャー、マットレス 25i用、点滴棒（ガードル架キット、マウント 4個）、430-2Pブラック 6本、まくら（ソフトピロー） ポーターマット【2枚】 エアストレッチャー・プロ・ローバル（ローバル板付き）【1式】
3	スクープストレッチャー	1式	モデル65EXL、ヘッドイモビライザー【1セット】
4	脊椎固定用具	1式	ハイテクボード【1個】、ヘッドイモビライザー【2セット】、ストラップ【10本】、ファーノケッド【1個】

### (2) 車両付属品

番号	品名	数量	備考
1	スペアタイヤ	1本	ホイール付
2	オールシーズンタイヤ	5本	ブリジストン社製（ホイール付）
3	タイヤチェーン（スチール）	1式	オールシーズンタイヤに装着可能
4	けん引用ロープ	1本	伸縮性のあるもの
5	保安信号灯	1本	保安煙筒、保安灯
6	車輪止	1組	硬質ゴム製
7	消火器	1本	車両用ABC（1.8kg）
8	火災抑制剤放射器	1本	クイックスプラッシャーワイド
9	キー	5個	ワイヤレスキー3個、キー（普通）2個
10	停止標示板	1式	
11	フロアマット	1式	
12	カラーコーン	2個	ジャバラ収納式
13	予備ヒューズ	1式	ケース付
14	予備球	1式	ケース付

## 13 支給品一覧

次に掲げる救急資機材の機能を損なうことなく安全、確実に積載できる構造とすること。型式については別途指示する。

番号	品名	数量	備考
1	自動式人工呼吸器	1式	
2	自動体外式除細動器	1式	
3	患者監視装置	1式	
4	気道確保用資機材	1式	
5	血中酸素飽和度・血中COヘモグロビン濃度測定器	1式	
6	呼気終末炭酸ガス測定器	1式	
7	自動心肺蘇生装置	1式	

番号	品名	数量	備考
8	人工呼吸器	1組	
9	酸素呼吸器	1式	本体、ポンベ丸ハンドル台付(1個)・減圧弁ヨーク型高圧ニードル(N. S. Y型) (2個) 三方チーズ(高圧用)(1個)・高圧ホース(1組) 取出口～川重式、アムコ式 (各1個)
10	吸引器	1式	